

○王滝村こども任意予防接種費用助成事業実施要綱

平成 25 年 4 月 1 日  
告示 第 21 号  
平成 26 年 8 月 21 日  
告示 第 61 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、任意予防接種を受ける乳幼児から中学生以下の者に対し、医療機関へ支払う任意予防接種に係る費用(以下「予防接種料」という。)の一部を助成することについて必要な事項を定め、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「任意予防接種」とは、次に掲げるワクチンの接種をいう。

- (1) インフルエンザワクチン
- (2) おたふくかぜワクチン

(対象者)

第 3 条 この事業の対象者は、予防接種を実施した日において村内に住所を有する者のうち、次の各号にもとづく者を対象とする。

- (1) インフルエンザ 中学生以下の者
- (2) 流行性耳下腺炎 満 1 歳から満 6 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者

(助成額)

第 4 条 助成金額は、1 回の予防接種につき、実際に要した接種費用の半額とする。ただし、百円未満は切り捨てとする。

(申請方法)

第 5 条 前項に規定する助成を受けようとする者は、こども任意予防接種助成金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に母子健康手帳の写しもしくは接種済証の写し及び領収書を添えて、村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による助成金交付の請求を受けたときは、請求内容を審査し、こども任意予防接種助成金交付支給(不支給)決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するとともに速やかに当該請求に係る金額を支払うものとする。

(決定の取消し)

第6条 村長は、前条第2項の規定により助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 村長は、前項の規定により助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、当該助成金を返還させることができる。

(申請期間)

第7条

請求の期限は、任意予防接種を受けた日の属する年度の末日とする

(健康被害時の対応)

第8条

任意の予防接種を受けて健康被害が生じた時は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の規定に基づく救済を適用し必要な措置を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、平成26年10月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係) (省略)

様式第2号(第5条関係) (省略)